

学校図書館における図書の地域貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この事業は、学校教育活動に支障のない範囲で、地域における身近な読書の場として、市立学校（以下学校という。）の図書室を地域住民に広く開放し、図書の貸出事業を行うことにより、地域における読書活動の振興を図ることを目的とする。

(実施校の指定)

第2条 この事業の実施校は、地域の状況等を考慮しながら、教育長が指定する。

(管理・運営)

第3条 この事業の実施に当たっては、実施校ごとに運営組織を設置する。

2 運営組織には、代表1名、副代表1名を置く。

(1) 代表及び副代表は、運営組織内で互選する。

(2) 代表は、運営組織を代表し、その業務を総理する。

(3) 代表に事故があるときは、副代表がその業務を代理する。

(開館日、開館時間)

第4条 開館日は、原則として、毎週土曜日・日曜日とする。又、開館時間は、原則として、1日4時間程度とする。

2 年末年始期間中、お盆期間中、及び学校教育活動に支障のあるとき、その他特別な理由のあるときは、休館とする。

3 運営組織は、夏休み期間中、かわさき読書週間中において、学校教育活動に支障のない範囲で、開館日を増やすよう努めるものとする。

(専用図書の整備)

第5条 この事業を実施するにあたり、購入、寄贈等により専用図書を整備し、一部学校図書館図書等とともに、市民の閲覧および貸出に供する。

2 これらの図書については、利用者のニーズに応えるとともに、学校図書館にふさわしいものであることについて留意しながら、選定しなければならない。

(図書の選定)

第6条 前条2項の目的を達成するために、図書選定委員会を設置する。

2 図書選定委員会は、学校職員、市立図書館職員、運営組織スタッフにより組織される。人数については各実施校で決定する。

(利用対象)

第7条 利用対象は、原則として、川崎市在住で実施校の近隣に在住する者とする。

2 図書貸出の対象は、所定の利用登録手続きを行い、運営組織が認めた者とする。

3 運営組織は、この条の2項に該当する者に対し、利用登録証を交付する。

4 運営組織は、利用登録証の所持者に対し、定期的に、住所、連絡先の確認をしなければならない。

5 閲覧のみの利用者については、利用登録手続きを要しない。

(利用の制限)

第8条 次の各号の一に該当する利用者に対し、その利用を禁止する。

- (1) 他の利用者の迷惑となる行為を行った、又はそのおそれがあるとき
 - (2) 公の秩序又は善良な風土を乱した、又はそのおそれがあるとき
 - (3) その他施設の管理運営上支障があると認められるとき
- (秘密の保持)

第9条 運営組織は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
(個人情報の適正な維持管理)

第10条 運営組織は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。
(経費)

第11条 運営組織の経費は、委託料をもって充てる。
(事故の責任)

第12条 図書館利用中に生じた事故については、教育委員会の責めに帰すべき場合を除き、利用者がその責めを負うものとする。
(利用者の賠償責任)

第13条 利用者が開放中の施設、設備、図書等を故意又は重大な過失によって、き損、滅失したときは、弁償の責めを負うものとする。
(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正の要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。